

令和6年度 紙おむつ代助成の利用について

この事業は、おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者等及びその介護にあたる家族の経済的負担の軽減などを目的として実施するものです。

紙おむつ等の持ち込みができない病院(介護保険適用施設は除く)、または施設(有料老人ホーム等)等に入院・入所している方に対しておむつ代助成をいたします。持ち込み可能な病院または施設に入院・入所中で、購入券を紙おむつと引き換えることが困難な場合も助成可能です。(ご相談ください)

○対象者

区内在住の65歳以上の方または介護保険の第2号被保険者(40～64歳)で、次のいずれかに該当する方

- ①要介護4・5の方
- ②要介護1～3で、かつ認知症のある方
- ③入院中で、上記①・②に準じる状態にある方
- ④身体障害者手帳の等級が1・2級の方
- ⑤愛の手帳の度数が1・2度の方



≪荒川区ホームページ≫

※介護保険施設に入所している方(特別養護老人ホームに入所中の方で一時的に入院している場合も含む)、生活保護を受給している方、及び「荒川区重度心身障害者(児)紙おむつ購入費助成事業」による助成を受けている方を除く

※④・⑤に該当の第2号被保険者は、①～③のいずれかに該当した場合のみ対象

○助成内容

ご本人の住民税の課税状況により、非課税の方は月額7,800円、課税の方は月額3,900円を限度として助成します。ただし、限度額のうち1割が自己負担となります。

【例】限度額7,800円の方は、その1割の780円が自己負担分となり区の助成額は7,020円です。1カ月のおむつ代が限度額に満たない場合は、実際にお支払いいただいたおむつ代の1割が自己負担額となります。

※対象となる品目:おむつカバー、フラットタイプ型・はくパンツタイプ型

テープ止めタイプ型、パットタイプ型、防水シート(使い捨て可)

※令和6年4月より品目追加致しました!!

○助成方法

請求月(8月・12月・4月)に、前4カ月分についての請求手続きをしていただきます。請求対象すべての月の領収書がそろい次第、お手続きください。

請求月	請求対象	支給予定
8月	4・5・6・7月分	9月
12月	8・9・10・11月分	1月
4月	12・1・2・3月分	5月

請求月の前月末に、「おむつ代請求のお知らせ」を送付いたします。

※手続きには ①「おむつ代請求のお知らせ」 ②領収書 ③印鑑 の3点をご持参ください。

院内売店の領収書をお持ち込みの方は、入院(医療)の領収書もご持参ください。

○変更手続

利用者の状況に変更があった際、まずは必ず、お電話にてご連絡ください。

<p>退院・転院した場合</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">・在宅にもどられたとき・紙おむつの持ち込みが可能な病院や施設に転院・転所されたとき	<p>おむつ券へ</p>	<p><u>おむつ購入券助成に変更します</u> 届出月の前月分まで遡及して変更可能です</p> <p>【例】8月から在宅に戻った場合 9月中のご連絡で、8月分から購入券での助成に切り替えが可能です。</p>
<p>引き続き、おむつ持ち込み不可の病院へ転院した場合</p>	<p>おむつ代</p>	<p>引き続きおむつ代(現金)助成致します。 必ず、転院の連絡をお願いします。</p>
<p>介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所、退所した場合</p>	<p>停止</p>	<p>入所期間中は、 おむつ代の助成は停止となります。</p>
<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホームに入所・区外転出・死亡・生活保護を受給開始	<p>廃止</p>	<p>おむつ代の助成は廃止となります。</p>
<p>修正申告等で 住民税の課税状況が変わった場合</p>	<p>助成額変更</p>	<p><u>助成額を変更します。</u> <u>ご連絡いただかないと変更になりません。</u> (4-9月分)助成額は、令和5年度の課税状況、 (10-3月分)助成額は、令和6年度の課税状況に応じて助成致します。</p>

○問い合わせ先

ご不明な点は下記までお問合せください。

荒川区役所 高齢者福祉課 高齢者福祉係 【2階⑤番窓口】

☎ 03(3802)3111 内線 2675